

農地貸付方式による企業の農業参入の現状と課題

704-004 大仲克俊 指導教官 吉田俊幸

The present condition and the subject of agricultural entry of a company by farmland lease contract

Katsutoshi OHANAKA

はじめに

平成14年12月18日に公布された構造改革特別区域法により、「地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付事業」（以下農地貸付特区と略す）が認められた。農地法により今まで認可されなかった農業生産法人以外の法人が農地貸付特区認定地域において市町村及び農地保有合理化法人を介して農地を借りることにより農業参入が認められた。

農地貸付特区が認められた背景には以下の点がある。現在、地域における担い手不足による耕作放棄地問題を既存の農家では不可能と考える地域の出現である。農地貸付特区は認可の要件に「耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域」が定められた。つまり、農地貸付特区の目的は担い手不足による耕作放棄地問題を農業生産法人等の既存農家以外の企業による農業参入を促すことにより新たな担い手確保を目指し、耕作放棄地問題を解決することである。

一方、この農地貸付特区には批判的な意見がある。農業団体や田代洋一氏等研究者から「耕作者主義」に基づく農地法に反し、持続的な営農が企業に行えるのか疑問である、との意見があり既存の農地利用秩序が崩壊する恐れがあると批判されている。

本論文では特区開設自治体の企業の農業参入に対する位置づけや意向、参入企業の現状と課題について実態調査をもとに述べる。また地域農業への影響や既存農地秩序との適合性について述べる。

第1章 農地貸付特区の全国的状況

(1) 農地貸付特区開設自治体の状況

農地貸付特区開設自治体は平成 17 年 7 月 26 日(第 8 回認定)までに 145 の自治体が開設している。その内、中山間地域¹⁾に分類される条件不利地域の自治体が 95 参加し、中山間地域が開設自治体全体の 65.5% を占める。これは、平成 14 年度の全国自治体数における中山間地域自治体の占める割合²⁾ 55.1% よりも高い水準にあり全体的に中山間地域の自治体が多く農地貸付特区を開設している。

農地貸付特区開設自治体の特徴としては平成 14 年度市町村所得から見た経済状況³⁾ は特区開設自治体平均で農業 5.4%、建設業 14.1% が所得において占めており、全国平均の農業 1.1%、建設業 6.9% よりも高い水準にある。また就業状況⁴⁾ では農業就業率は 14.8%、建設業就業率は 13.0% であり、全国平均の農業就業者率 4.5%、建設業就業者率 10.0% よりも高い。農業状況は平均耕作放棄地率が 10.8%、基幹的農業従事者の高齢化率⁵⁾ が 56.7% であり、これも全国平均の耕作放棄地率 5.1%、高齢化率 52.5% よりも高い水準である。中山間地域の特区開設自治体の概況では、経済状況⁶⁾ において農業 5.3%、建設業 17.0% 市町村所得に占める。また農業就業率は 16.5%、建設業就業率は 14.4% である。農業状況において耕作放棄地率は 12.8%、高齢化率は 59.8% である。以上から条件不利地域平均では一部を除き特区開設自治体平均よりも農業、建設業に対する経済シェアが高く、農業状況も耕作放棄地率・高齢化率ともに全国平均や特区開設自治体平均よりも高い。

以上から開設自治体は建設業・農業の影響が経済、労働の両方面で大きく、建設投資の減少等により建設業が余剰労働力の労務管理や新たな収益源の確保のために農業参入しており、自治体も地域経済・農業両方の不振を解決するために特区を開設している。

(2) 参入企業状況

平成 17 年 5 月 1 日現在で参入している企業は 107 社である。業種では建設業が 35 社と 32.7% を占め、農業参入企業の中核である(表 1 参照)。

建設業が多い理由としては全国の建設投資が平成 4 年のピーク時から 38.8% 減少。政府投資は 40.2%、民間投資は 37.9% 共に減少している。以上から建設業の分野で売上減少が発生し、建設業の余剰労働力の解消や新たな収益確保のために建設業の農業参入が行われていると考えることができる。

表 1 業種別参入企業数

農業参入合計	業種別		
	建設業	食品関係	その他
107	35	29	43

出所：農水省 HP 特区実施状況より

第 II 章 事例自治体における特区開設位置づけ

事例自治体は新潟県東頸城郡旧浦川原村(現上越市)、糸魚川市、長野県下伊那郡大鹿村、福島県耶麻郡西会津町の 4 つである。事例自治体共通の特区開設理由は担い手不足による耕作放棄地問題である。一方旧浦川原村、糸魚川市、大鹿村の理由として公共事業減少・不況による観光低迷。これらの問題に伴う雇用環境の悪化が理由である。(表 2 参照)

事例自治体における共通の特区開設目的は担い手確保・耕作放棄地解消・高付加価値農業・雇用創

農地貸付方式による企業の農業参入の現状と課題

出である。担い手や耕作放棄地解消のため単純な農業参入だけでなく高付加価値農業を参入企業に求めるのが特徴であり、地域の雇用創出も参入企業に求めている。

浦川原村・糸魚川市・大鹿村では開設目的として加工・有機・農業体験・余剰労働力解消を挙げ、糸魚川市・大鹿村・西会津町では産地づくりを目的にしている。(表2参照)

事例自治体では、農地貸付特区の目的である担い手・耕作放棄地問題以外の地域経済不振の問題も特区開設理由にしている。また、特区による企業の農業参入の目的としては浦川原・大鹿村では企業に対し、農業だけを行うだけでは無く農業を行うことにより観光振興等の働きを期待している。糸魚川は市民農園の特例を利用したグリーンツーリズムに期待しているが、企業による農業参入では地域農業の担い手となる農業経営を望んでいる。西会津ではミネラル栽培による高付加価値農産物の産地化を目指し、そのための生産担い手として企業の農業参入に期待している。

以上から特区開設自治体は参入企業に対して担い手・耕作放棄地等の諸問題の解決のために高付加価値化や多角化経営を行うことを望み、地域経済の活性化の役割を期待していると考えられる。特に浦川原・大鹿では参入企業による観光農園等により観光産業のてこ入れを目指しており、農業維持だけの役割だけではない等幅広い役割に期待している。

表2 特区開設の位置づけ

		浦川原	糸魚川	大鹿	西会津	
農林センサス地域類型		中間農業地域	山間地域	山間地域	山間地域	
特区開設理由	担い手不足	●	●	●	●	
	耕作放棄地	●	●	●	●	
	公共事業減少	●	●	●		
	観光低迷	●	●	●		
	余剰労働力	●	●	●		
特区開設目的	農地保全					
	担い手確保	●	●	●	●	
	耕作放棄解消	●	●	●	●	
	農業政策					
	高付加価値農業	●	○	●	●	○
	加工	●	○	●	○	○
	低農薬・有機栽培	●	○	●	○	○
	産地づくり	●	○	●	○	○
	直売	●	○	○	○	
	観光政策					
	観光農園・牧場	●	○	△	●	○
	農業体験交流	●	○	●	○	
	地場レストラン	●	○			
	直売所	●	○	●	△	○
	地産地消	●	○			○
労働政策						
余剰労働力解消	●	○	●	○	○	
雇用創出	●	○	●	○	○	
新規定住者	●		●	○		
その他の特例の有無		有	有	無	無	

●：自治体の目的 ○：参入企業の取り組み
△：参入企業が導入予定

第Ⅲ章 各参入企業事例報告

(1) 企業の参入理由

今回事例調査を行った企業は7社である。その内5社が建設業であり、共通の参入理由は公共事業減少とそれに伴う労働力余剰である。特に近年公共事業の減少による仕事減少が理由と説明を受けた。また1社の漬物会社も夏場の余剰労働力問題解決のため労務管理として農業を行っている。

しかし、参入企業は上記問題以外に地域を支えるために農業参入を行っている側面もある。浦川原村のファストファームでは地域の有志が出資した農業従事するための株式会社であり、地域振興の目的で参入している。糸魚川市の小田島建設では特区が制定される以前に農業生産法人で農業参入を行っており、会社の所在地である市内根知村地域の農業維持のため参入している。大鹿村では参入企業は当初とても農業では採算が取れないため参入に躊躇していたが、自治体の説得や地域振興を行わなければ結局地元建設業等も共倒れになるとの危機感から参入を決意している。

(2) 経営内容・売上・採算

参入企業の農業経営内容は水稻・牧場・果樹・野菜栽培である。参入企業は単一の農業を行わず、全社複数の農業を行っている特徴がある。また7社中6社は加工や観光農園等の取り組みを行っている。一方売上も参入して時間を経たおらず水稻や野菜等において売上計上しているがまだ少ない。また観光農園等では開設しているが小規模な企業や、開設準備ができていない企業もある。

採算においては特区開設以前から農業参入を行っていた小田島建設以外全て赤字である。しかし、小田島建設も傘下の農業生産法人を除く本社の農業部門単体では収支均衡状態である。各参入企業は営農を開始して間もないため、収益の柱が形成できず赤字である。特に観光農園等に力を入れている企業は初期投資が大きく、果樹の育成に時間が掛かるためである。野菜やイチゴ等の生産販売では小規模のため黒字確保ができない状況である。

(3) 農業投資（機械・施設）・雇用状況

事例参入企業の農業施設・機械投資状況に関する特徴はファストファーム等観光農園を行っている企業は建物の投資が多い。また大五工業では特殊なミネラル栽培を行っているため、農地に対する投資で土壌改良のための肥料等の投資がある。稲作等を取り組んでいる浦川原・糸魚川の参入企業は田植え機等の農業機械の投資を行っている。

ファストファーム・前沢産業以外少数の社員とパートで農業労働力をカバーしている。前沢産業は全社員仕事が少ない時に農業従事。またファストファームは会社そのものが農業従事を目的にしているため全社員農業に従事している。

(4) 今後の経営方針

今後の経営方針は利益計上売上を達成するために農業規模拡大・加工・観光農園・販売等の取り組みで目指す。7社中5社が規模拡大を考えており、加工では7社、観光農園では6社、販売で

は4社等現在取り組んでいるのも含めて行うとしている。またその他ではファストファームや頸城建設では「農家レストラン」の導入を目指している。

(5) 企業に対する自治体の支援

企業に対して既存の農家に対する支援を利用している。ファストファームは制度資金、小田島建設は県・市よりハウス補助金、大協建設は県・村より獣鳥害被害対策費を得ている。また新潟県では県単独補助金を頸城建設・小田島建設は利用。また、大鹿村の吉野組は長野県の県農政部よりの園芸農業資金を受けている。資金面以外では全自治体では農地リース支援。また新潟県産業創造機構では見本市等での加工支援を行っている。その他西会津町はミネラル栽培の指導や農地改良援助、大鹿村では企業が開設する観光農園の客の誘致等の支援を行っている。

(6) まとめ

事例企業は現在収益を上げている企業は少ない。理由は営農を開始して時間が経っていないため収益の柱が育成されていないためである。特に観光農園等ではまだ果樹育成や施設の未整備が理由である。また野菜等を主力にしているケースではやはり、規模が小さいため売上確保が難しい現状にある。また複合経営による高付加価値化もまだ未成熟な状況である。今後参入企業は加工・観光農園等複合化、多角化による高付加価値農業を目指し、収益の柱を育成すべく努力している。今後単純な農業規模の拡大だけでなく、拡大した農地で生産される物を利用した複合経営・多角化による収入増加を目指すことになるだろう。

第IV章 企業による農業参入の今後の展開と課題

自治体の特区の目的に対し企業はほぼ沿った形で農業参入を行っている。しかし、事例企業の7社の内採算が取れているのは小田島建設1社のみである。採算が取れない理由は先にも述べたとおり収益の柱が育成できておらず、小規模、投資過大の状況のためである。一方小田島建設の採算が取れている理由としては特区以前から農業参入を行っており、地元の信用が高く農地集積や規模拡大が比較的計画通りに行えること。また、長期間農業を行っており経営ノウハウがあるためである。初期の棚田の条件不利地域において積極的な農業を行い地元での信頼を得ていることが効率良い経営を可能にしていると考えられる。

今後参入企業が採算を取れるような経営をするためには規模拡大や高付加価値化が必要である。規模拡大には地元農家の理解が必要であり、そのためには企業の地元での信頼をえるための活動の必要性や自治体の橋渡しの役割も必要である。また、高付加価値化には地域に根ざした特産品の開発が必要である。今後企業の農業参入が成果を上げるためには地域と協力した規模拡大・高付加価値化が必要になると言えるだろう。事例調査を行った参入企業の多くは地域の要請や企業自身の地域への危機感から参入しており地域農業の維持や発展に理解が深い。また地域の衰退が結果的に地元と繋がりが深い自社の衰退を招くという危機感から地域農業に参入しており、持続的な営農を

考えている。そのため企業の農業参入に対し「地元農地利用の秩序を乱す」という理由からの批判は現在事例で調査を行った企業に関して適当でないと私は考える。また企業の農業参入に対し農業生産法人を介して参入ではなく、なぜ直接企業が参入をできるようにしたのかと批判があるが、事例企業ではやはり別会社の農業生産法人を介して農業参入を行うのは労務管理等事務処理上手間がかかるためやはり会社単独で農業を行いたいと説明を受けた。

平成 17 年 9 月農地貸付特区が農業経営基盤強化促進法・農地法の改正により全国適用が認められたが、現行の制度において企業が無制限に農業参入を行うとは考えにくい。しかし、今後参入企業が増加する中で企業の倒産や農業部門の撤退を行う際のリース農地の扱い問題や企業が農地整備に投資した際のリース契約更新の問題について考える必要がある。企業の農業参入において成果を上げるには自治体や地域農家と企業が地域農業の発展の姿を協力して作り出すことが必要であろう。

表 3 事例調査企業総括表

	新潟県東頸城郡旧蒲川原村			
	ファストファーム(株)	頸城建設(株)	新潟県糸魚川市 小田島建設(株)	福島県耶麻郡西会津町 大五工業(株)
資本金	1000万円	2400万円	2000万円	1000万円
総収入	600万円	7億5000万円	5億~8億円	6億円
会社 <small>(注) 農業部門</small>	社員:6人,パート1人 〃	社員51人,パート14人 社員3人,パート3人	社員:40人,パート10人前後 社員:2人,パート14人前後	社員:30人,パート30人 社員:2人,パート3人
農業収入	600万円	550万円	2000万円	160万円
投資総額	約5000万円	2870万円	約7000万円	300万~350万
自己負担	100.0%	82.6%	88.6%	100.0%
利益計上目標年	平成20年	平成19年	現状,利益計上	平成18年
売上目標	3000万円	2500万円	5000万円	
農地面積	4.2ha(田2.7ha,牧1.5ha)	5.8ha(田4ha,畑1.8ha)	14ha(田14ha)	0.9ha(0.9ha)
主要な取組	・観光牧場(ヤギ,羊等) ・アイス加工販売(ヤギ乳) ・酒米(2.7ha) ・林業作業受託	・有機稲作(3.5ha,7.2万円/60kg) ・野菜(露地・ハウス1.8ha) ・イワナ養殖(0.5ha)	・水稲(13ha) ・稲作作業受託(5ha) ・野菜(ハウス) ・ブルーベリー,ソバ(1ha)	・ミネラル野菜栽培(ハウス・露地)(0.9ha) ・弁当事業
	長野県下伊那郡大鹿村			
	前沢産業(有)	吉野組(株)	大協建設(株)	
資本金	400万円	2000万円	2000万円	
総収入	4000万円	3億5000万~4億円	9億円	
会社 <small>(注) 農業部門</small>	社員:6人 〃	社員:23人,パート:5人 社員:2人,パート2人	社員:50人,パート2人 社員:1人,パート1人	
農業収入	100万円	300万円	50万円未満	
投資総額	1000万円	930万円	2500万円	
自己負担	100.0%	40.1%	88.8%	
利益計上目標年	平成19年	平成17年	平成25年	
売上目標	400万円	500万円		
農地面積	0.5ha(田0.5ha)	0.6ha(田0.6ha)	1.2ha(田1.2ha)	
主要な取組	・ブルーベリー栽培(0.5ha) ・ブルーベリー加工 ・ブルーベリー観光農園	・水耕イチゴ(12.5ha) ・イチゴ育苗(10.0a) ・野菜(大鹿大豆)(18.6a 400円/kg) ・ブルーベリー生産(15.5a)	・ブルーベリー栽培(1.2ha) ・観光山菜園(試験中)(0.4ha)	

¹ 2000年度農林センサスの地域類型より

² 平成14年度市町村3219、その内中山間地域市町村1775(55.1%)

³ 145の特区開設自治体の内県HPで市町村所得統計が公開している94自治体平均

⁴ 2000年度国勢調査より。建設業就業者/就業者、農業就業者/就業者で求める

⁵ 65歳以上の基幹的農業従事者の割合 65歳以上基幹的農業従事者/基幹的農業従事者

⁶ 中山間地域特区開設自治体数95の内HPで市町村所得統計を公開している62自治体平均